北海道告示第10822号

「北海道ふぐの処理及びふぐ処理者の認定に関する取扱要綱(令和3年6月1日付け食衛第313号)」第4の規定により、次のとおり令和6年度(2024年度)ふぐ処理者認定試験を 実施する。

令和6年5月13日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 試験日時、試験会場及び受験定数
- (1)試験日時
 - ア 学科試験及び鑑別試験

令和6年10月24日(木)13:00~16:00

イ 処理試験

令和6年10月25日(金)9:15~14:30

(2) 試験会場

札幌市中央卸売市場 管理センター (札幌市中央区北12条西20丁目 2-1)

3階 多目的室(学科試験)

2階 調理実習室 (鑑別試験及び実技試験)

(3) 受験定数

48名

- 2 試験の科目等
- (1) 学科試験
 - ア 水産食品の衛生に関する知識
 - イ 関係法規
 - ウ ふぐの種類と鑑別
 - エ ふぐの処理と鑑別
 - オ ふぐの一般知識
- (2) 鑑別試験

食用可能なふぐの種類を鑑別し、標準和名を答えること。

(3) 処理試験

ふぐ1匹を処理し、可食部位及び不可食部位に分けるとともに、名称札により臓器の 鑑別を行うこと。

3 受験資格

道内に在住する者であって、ふぐ処理を行う(予定も含む)営業施設の営業者または従 事者とする。

4 事前申込み

受験を希望する者は、受験願書等の提出に先立ち、別に定める様式により、事前申込みを行うこと。

(1) 受付場所

各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室・地域保健室(以下「道立保健所」という。)、札幌市保健所、旭川市保健所、市立函館保健所又は小樽市保健所

(2) 受付期間

令和6年6月3日(月)から同年7月12日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで(郵便等により送付する場合は、令和6年7月12日(金)までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。)。

(3) 申込受付の通知

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課(以下「食品衛生課」という。)は、事前申込者全員に対し、受験の可否を通知する。

なお、1 (3) の受験定数を超える申し込みがあった場合は、抽選により受験可能な者を選定する。

(4) 事前申込用紙の配布

事前申込用紙は、(1)の提出先窓口及び食品衛生課ホームページで配布する。 郵送による配布を希望する者は、返信用封筒(送料として84円に相当する切手を貼り付けたもの)を添えて、(1)の提出先窓口に依頼すること。

5 受験願書等の提出

4 (3) により、受験可能である旨の通知を受けた者は、受験願書等を提出すること。

(1) 受付場所

食品衛生課又は道立保健所

(2) 受付期間

令和6年8月19日(月)から同年8月30日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで(郵便等により送付する場合は、令和6年8月30日(金)までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。)。

(3)提出書類

ア 受験願書 1通

イ 写真 1葉(縦4センチメートル×横3センチメートルの大きさのものとし、 出願前3か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもの。ま た、裏面には、必ず氏名を記載すること。)

(4) 受験願書用紙の配布

受験願書用紙は、4(3)により受験可能と選定された者に対し、郵送で配布する。

(5) その他

事前申込みを行わずに提出された受験願書、受付期間を過ぎて提出された受験願書については、受け付けず返送する。

6 試験手数料

受験願書の所定の箇所に、1万8,700円に相当する額面の北海道収入証紙を貼り付けること。

7 受験票の送付

令和6年10月7日(月)までに、食品衛生課は、受験申請者へ受験票を送付する。

8 合格発表

令和6年12月2日(月)午前9時に、合格者の受験番号を食品衛生課及び道立保健所で掲示するとともに、食品衛生課ホームページに掲載する。

なお、合格者には合格証書を送付する。

9 間い合わせ先

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課

電話:011-204-5261

住所:〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

ホームページ: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/syokuhin-index.html